

山口県建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項） 及び第6項（インフレスライド条項）の様式の変更について

令和8年3月
山口県土木建築部

このことについて、山口県建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）及び第6項（インフレスライド条項）の運用マニュアルに基づき、請求等の手続きを行うこととしますが、手続きの簡素化のため、下記のとおり様式を変更しましたのでお知らせします。

記

1 変更概要（別添1、2参照）

- (1) 請求等の様式を廃止し、打合せ簿に必要事項を記入する方法とした。
- (2) スライド調書等の様式を削減した。
- (3) 単品スライドについて、品目等と請負代金額の変更の協議をまとめて実施することとした。

2 適用

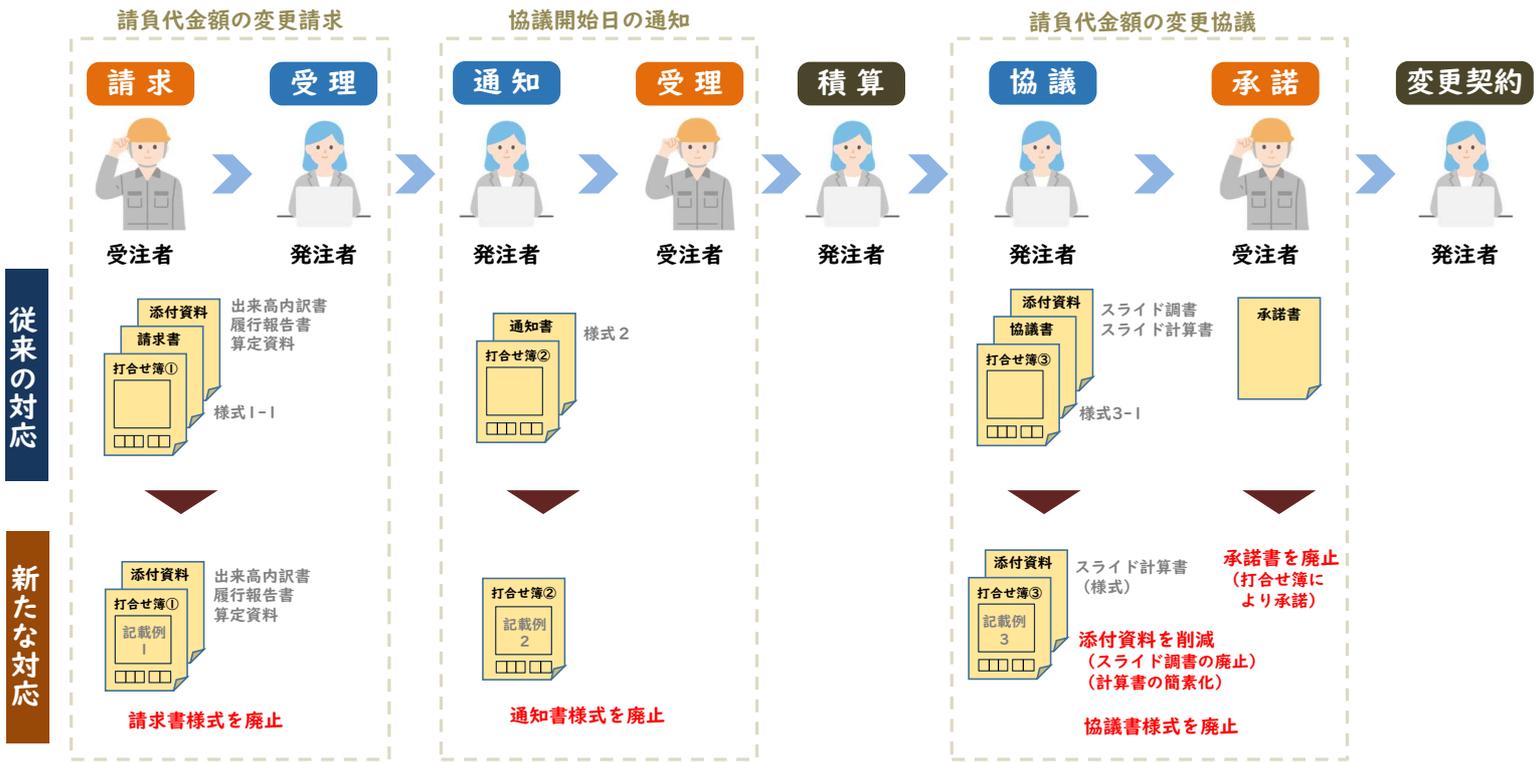
令和8年3月2日以降適用する。
なお、現在手続き中の案件についても、適宜活用すること。

3 その他

- (1) 各種様式及び打合せ簿記載例は、技術管理課ウェブサイトに掲載します。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>
- (2) 運用マニュアルの改定については、今後行う予定です。

【参考】インフレスライドに係る手続きの簡素化（R8.3～）

別添1



【参考】単品スライドに係る手続きの簡素化（R8.3～）

別添2

